

市の名称は『高山市』に

第4回飛驒地域合併協議会が、5月26日に開催され、市の名称が「高山市」に決まりました。また、地方税などの今後の調整方針が協議されました。主な内容は、次のとおりです。

地方税

基本的には高山市の例によりますが、大きな違いがあるものについては、次の方針で調整されます。

個人市民税

均等割の税率は、平成18年度から、高山市の現行税率である2500円に統一する。



協議会会長として挨拶する土野市長

納期は、平成17年度から、6・8・11・1月に統一する。

固定資産税

税率は、平成18年度から、最も低い高山市などの現行税率である1・4%に統一する。納期は、平成17年度から、5・7・10・2月に統一する。

国民健康保険事業

基本的には高山市の例によりますが、大きな違いがあるものについては、次の方針で調整されます。

賦課割合は、平成17年度以降、応能割（所得割と資産割）と応益割（均等割と平等割）の割合を50対50とする。

保険料率（金額）は、平成17年度の医療費と介護保険料見込みを基礎として算定する。ただし、保険料が急激に増額となる場合は、状況に応じて3年を限度に緩和措置を講じる。

町名、字名

各町村の町名は、宮村が

「一之宮町」、上宝村が「上宝町」と「奥飛驒温泉郷」、他の町村が現在の大字名の前に町村名をつけたものとなります。

高山市内の町名については、変更がありません。

直営診療所事業

高山市と国府町を除く8町村にある診療所については、合併後も継続して運営します。

指定金融機関

高山信用金庫、㈱十六銀行高山支店、飛驒信用組合の3行が2年ごとに交替します。また、収納を取り扱うことができる金融機関に、UFJ銀行と八幡信用金庫が加わりま

す。

＊ 詳細については、「合併協議会だより第4号」をご覧ください。また、協議会の資料は、市役所1階市民コーナーまたは文化会館、市図書館で閲覧できます。

合併協議会のホームページ

www.hidanet.ne.jp/~gappei/

問合せ／企画課

（☎35-3131）

第3回

高山市議会定例会

平成15年第3回高山市議会定例会が、6月9日から25日までの日程で開かれています。

9日の本会議では、会期を決定し、蒲議長・土野市長よりそれぞれ諸般の報告が行われ、その後、報告案件3件、条例案件2件、事件案件1件が上程されました。

そのうち初日には、生涯学習施設建設事業等の継続費繰越計算書など3件の報告がありました。また、損害賠償額の決定の専決処分についてが原案のとおり承認されました。

そのほか、飛驒観光案内所の委託についての陳情書など、15件の陳情受理報告がありました。

《上程されている主な議案》
住民基本台帳カードの独自利用領域を活用したサービスを提供するための高山市住民基本台帳カード利用条例について



傍聴の受付（市役所6階）
本会議はどなたでも傍聴できます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い改正する、高山市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

16日から18日の3日間は、議案についての質疑と市政全般についての一般質問が、また、20日からは、所管の委員会で議案が審議され、最終日の25日に、委員長報告の後、採決が行なわれる予定です。

問合せ／議会事務局

（☎35-3152）